

山形県いじめ防止基本方針

平成26年4月

山形県

(最終改定 平成29年11月)

目次

◇ はじめに.....	1
-------------	---

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 目的.....	2
2 いじめの定義.....	2
3 関係者の責務や役割.....	3
(1) 県の責務.....	3
(2) 学校の設置者の責務.....	3
(3) 学校及び教職員の責務.....	3
(4) 保護者の責務.....	4
(5) 県民の役割.....	4
4 いじめ問題等への組織的対応.....	4
(1) 山形県いじめ問題対策連絡協議会.....	4
(2) 山形県青少年育成県民会議.....	5
(3) 県教育委員会附属機関「山形県いじめ問題審議会」.....	5
(4) 県附属機関「山形県いじめ重大事態再調査委員会」.....	5
(5) 学校に置く「学校いじめ対策組織」.....	5
(6) 学校を支援する組織.....	7
5 関係機関との連携.....	7
(1) 保護者、地域、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携.....	7
(2) 学校相互間の連携協力体制の整備.....	8
(3) 大学等との連携.....	8
(4) 各市町村教育委員会との連携.....	8
(5) 学校法人及び国立大学法人との連携.....	8
(6) 国との連携.....	9

II いじめの防止等の基本的施策

1 未然防止の取組.....	9
(1) “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開.....	9
(2) P T A組織を活かした特色ある取組の推進.....	10
(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進.....	10
(4) 児童生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進.....	11
(5) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進.....	12
(6) 児童会や生徒会の主体的な活動の推進.....	12
(7) 教員等の資質能力の向上.....	12
(8) いじめに関する調査研究の実施.....	13

2 早期発見の取組	1 3
(1) 早期発見のための基本的な考え方.....	1 3
(2) 早期発見のための具体的な取組の推進.....	1 4
3 いじめ発生の場合の適切な対応	1 5
(1) いじめ対応の基本的な流れ.....	1 5
(2) いじめ発見時の緊急対応.....	1 6
(3) いじめと認知した場合の対応.....	1 7

III 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応

1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒	1 9
2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒	2 0
3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒	2 0
4 被災児童生徒	2 0

IV 重大事態への対応

1 基本的な対処の構造	2 2
2 学校の設置者又はその設置する学校による対処	2 3
(1) 重大事態の発生と調査.....	2 3
(2) 調査結果の提供及び報告.....	2 7
3 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置	2 8
(1) 再調査.....	2 8
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等.....	2 8

V 点検・評価と不断の見直し

1 いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方	2 9
2 県教育委員会等が行う点検・評価	2 9
(1) いじめの実態に関する調査結果の分析と考察.....	2 9
(2) 「審議会」による点検・評価.....	3 0
3 学校における点検・評価	3 0
(1) 学校評価を通して.....	3 0
(2) 教員評価を通して.....	3 1
4 いじめ防止基本方針の見直し	3 1

山形県いじめ防止基本方針

はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち」輝く人間として生きることが県民の願いである。教育の目的は人格の完成であり、学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育んでいく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、県や各地域、学校において、様々な取組が行われてきたものの、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性はどこでも起こりうるという危機意識をもたなければならない。

一方で、大人社会のさまざまなハラスメントなどの社会問題も、いじめと同様の構図ととらえることができる。いじめの問題への対応力は、我が県の教育力と県民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えててしまう。さらには、教師の言動すら、いじめの引き金になる可能性があることも忘れてはならない。

いじめから子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含め新しい地域社会の創造に向けた社会全体に関する県民的な課題であり、いじめの当事者間だけに関わる個別の問題としてはならない。

このため、国において制定・策定された、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行、以下「法」という。）及びいじめ防止基本方針（平成 25 年 10 月 11 日策定、平成 29 年 3 月 14 日最終改定、以下「基本方針」という）を踏まえ、本県におけるいじめの防止に向けた社会全体の気運を高め、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実効あるいじめ防止対策を進め、いじめの問題を克服していく必要がある。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 目的

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、大人がいじめを認識しながら放置することができるよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害にあたる問題であることについて、児童生徒と大人が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

このため、山形県いじめ防止基本方針（以下、「県基本方針」という）は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などについて、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるため、以下についての取組を定める。

- ①県や学校における組織体制の整備
- ②いじめへの組織的な対応
- ③インターネット上のいじめへの対応（別冊資料「インターネット上のいじめへの対応について」）
- ④重大事態への適切な対処
- ⑤点検・評価と不断の見直し

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調

査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

なお、インターネット上で悪口を書かれても、当該児童生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

〈いじめの態様〉

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 関係者の責務や役割

（1）県の責務

県はいじめの防止等のための施策を策定し、実施する。

（2）学校の設置者の責務

設置する学校におけるいじめの防止等のため、必要な措置を講ずる。

（3）学校及び教職員の責務

- ①学校いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、及び事案対処に組織的に取り組む。学校いじめ防止基本方針によりいじめの発生時に

おける学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげるために、学校いじめ防止基本方針について、事前に保護者、生徒に積極的に公開する。

- ②学校においては、いじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という）を置く。学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、未然防止、早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等のP D C Aサイクルを推進する。
- ③いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため、組織的に適切かつ迅速に対処する。組織的対応により特定の教職員による抱え込みを防ぎ、複数の目による状況の見立てを行うようとする。

〈いじめの問題に対する教職員の基本認識〉

- ①「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ②いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
- ③いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。
- ④担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

（4）保護者の責務

- ①子の教育について第一義的な責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- ②子がいじめられた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③子がいじめの加害者となつたときは、いじめ行為を行わないよう指導する。
- ④学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

（5）県民の役割

- ①地域ぐるみで児童生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ②いじめを発見した場合等には、学校、関係機関等に速やかに通報するよう努める。

4 いじめ問題等への組織的対応¹

（1）山形県いじめ問題対策連絡協議会

県は、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図り、県基本方針を推進するため、山形県いじめ防止対策の推進に関する条例（以下、「条例」という。）

1 別冊資料 いじめ問題等への組織的対応に係る全体構造 別紙1 参照

に基づき、山形県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会は知事を会長とし、その構成員は、山形県教育委員会、山形県警察本部、県の関係部局、山形大学附属学校運営部、児童相談所、山形地方法務局、山形県市町村教育委員会協議会、山形県市町村教育委員会協議会教育長会、山形県青少年育成県民会議、各校種校長会、山形県医師会、山形県臨床心理士会、山形県弁護士会、山形県P T A連合会、いじめの防止に関する機関及び団体が指名する者に加え、大学教授等の有識者で構成する。なお、連絡協議会における会長の職務の代理は、山形県青少年育成県民会議が担うことを原則とする。

（2）山形県青少年育成県民会議

県は、いじめ防止が県民の悲願であることに鑑み、山形県青少年育成県民会議による“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を通して、県民の「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」という意識を浸透させ、その気運を醸成する。

（3）県教育委員会附属機関「山形県いじめ問題審議会」

県は、県基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行う等のため、条例に基づき県教育委員会に山形県いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を設置する。審議会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。審議会は、次に掲げることについて必要な審議・提言及び調査を行う。

①県基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策に関するこ

県教育委員会において、いじめの実態把握のために行う調査による結果の分析と考察、いじめの防止等に向け実施している施策等について情報提供し、当該年度のいじめの防止等に向けた取組について点検・評価を受ける。議事の概要については広く県民に公表する。

②法第28条第1項に基づく、県立学校での重大事態発生時における調査に關すること

（4）県附属機関「山形県いじめ重大事態再調査委員会」

県は、県立学校及び私立学校における重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、知事が必要と認めるとき、当該重大事態の調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。この再調査のため、条例に基づき、山形県いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。再調査委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。

（5）学校に置く「学校いじめ対策組織」

学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常

設の組織を置く。

ここでは、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。学校は、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらの情報共有は気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

より実効的ないじめ問題の解決に資するため、この組織には、複数の教職員、学校に配置されているスクールカウンセラー・教育相談員・子どもふれあいサポートー等をはじめ、学校評価に係る委員（学校評議員等）、民生委員・児童委員など地域内の人材に参加を求める。

学校の設置者は、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の人材確保に対する支援を行う。

「学校いじめ対策組織」の構成員（例）²

- ◇校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、部活動指導に関わる教職員等
- ◇校外関係者：スクールカウンセラー、教育相談員等、PTA代表、学校評議員代表、学校医、民生委員・児童委員、可能であれば心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等

「学校いじめ対策組織」の取組内容³

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等
 - ア) いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - イ) 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立つていると感じることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自尊感情や自己有用感が高められるようにする。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

2 別冊資料 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（例） 別紙2 参照

3 別冊資料 学校組織体制の充実・強化の事例 別紙3 参照

(6) 学校を支援する組織

①県教育センターに置く支援組織

県教育委員会は県立学校におけるいじめの未然防止等に係る活動や、いじめ事案への適切な対処のために、県教育センターが中心となって支援する体制を構築する。また、24時間子供SOSダイヤル及びメールによる相談窓口を設置し、いじめ問題への相談対応を行う。

②各教育事務所に置く支援組織⁴

県教育委員会は、各市町村教育委員会が設置する小・中学校等におけるいじめの防止等に係る活動を推進し、かつ、解決が困難ないじめ事案への支援を目的とし、各教育事務所に「いじめ解決支援チーム」を設置する。

【構成員】生徒指導担当指導主事、青少年指導担当、

エリアスクールソーシャルワーカー（エリアSSW）

※上記に加え、必要に応じて弁護士やエリアスクールカウンセラー等の外部専門家を派遣する。

5 関係機関との連携

(1) 保護者、地域、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携

県は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、その他必要な体制の整備を図る。

連携にあたっては、各学校のホームページへの学校いじめ防止基本方針の掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

学校の設置者及び学校においては、地元警察署や法務局、児童相談所など関係機関との適切な連携を推進する。

学校の設置者又は学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは学校警察連絡制度を活用し、地元警察署に通報する。

いじめ問題への対応においては、例えば、学校や県教育委員会が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることができない場合などには、地元警察署、児童相談所、医療機関、法務局、県私立学校主管部局等と適切に連携を図る。また、学校警察連絡協議会等を通じ、平素から、学校の設置者及び学校と関係機関の担当者同士の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

4 別冊資料 いじめ解決支援チームの概要 別紙4 参照

学校の設置者及び学校は、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

(2) 学校相互間の連携協力体制の整備

県は、市町村、学校法人等と連携し、いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめられた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようするため、学校相互間の連携協力を支援する。

(3) 大学等との連携

県教育委員会は、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、大学等の研究機関、関係学会等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及する。

- ①県教育委員会は、大学や民間団体等と連携し、教職員研修の充実や共同研究等に取り組むとともに、県内外の先進的な取組に係る情報収集を行う。
- ②県教育委員会は、大学において行われる教員の養成に対して、大学の求めに応じて協力するとともに、必要な要請を行う。
- ③県教育委員会は、大学や民間団体等と連携し、いじめの防止等に係る教職員の積極的な研究活動を推進する。

(4) 各市町村教育委員会との連携

県は各市町村教育委員会に対し、県基本方針やいじめの防止等に関する通知等の周知徹底を図る。

県教育委員会は、各教育事務所の担当指導主事等による生徒指導担当者会議(いじめ防止運営委員会)を定期的に開催し、市町村教育委員会との連携を強化する。

また、県教育委員会は市町村教育委員会の要請を受け、いじめの防止等に関する活動及び解決が困難な事案の支援、さらには重大事態発生時の調査支援に向け、いじめ解決支援チームを派遣する。

県教育委員会は、市町村教育委員会が設置する小・中学校において重大事態が発生した場合には、市町村教育委員会又は学校が実施した当該重大事態の調査に関して、児童生徒の事故報告を求め、県教育委員会として当該重大事態と同種の事態の発生の予防のために必要な措置を講ずる。

(5) 学校法人及び国立大学法人との連携

県は、学校法人及び国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、法及び基本方針、県基本方針の趣旨を踏まえ、いじめの防止等の対策について必要な要請を行う。

(6) 国との連携

県は、いじめの防止等のための対策の推進に関する必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請する。

II いじめの防止等の基本的施策

1 未然防止の取組

(1) “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動の展開⁵

①運動の基本方針と目的

いじめ・非行は将来を担う青少年の健全な育成を妨げるものであり、その防止・根絶に向けては、学校のみならず、地域・家庭が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底し、そのことを繰り返し確認していく必要がある。

いじめに与しない児童生徒の育成のため、県、教育委員会、学校、警察及び青少年健全育成団体などが一体となり、“いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動を展開することにより、児童生徒が率先して運動に取り組むとともに、その取組を大人も共有・共感し、具体的な行動につなげていく。

②具体的な運動展開

ア) “いじめ・非行をなくそう” 重点運動期間

“いじめ・非行をなくそう” 重点運動期間を定め、地区協議会の主導のもと、全ての市町村・市町村民会議において、いじめ・非行をなくすための街頭運動、企業等への啓発活動など地域の実情に応じた運動を展開する。

イ) 山形県青少年健全育成県民大会

青少年の健全育成に携わる行政・各種団体が集い、“いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動の一層の推進を確認する。

ウ) 広報誌による啓発

県民運動の広報誌である「見守る目・育む芽」において、県民運動の目的、実施内容等について広報し、県民への周知を図る。

以上のような啓発的活動を継続的に実践し、県民すべてが、いじめ・非行についての意識を新たにできるように努める。

③地区協議会及び各市町村民会議との連携

ア) 青少年健全育成県民会議総会を受け、各地区協議会を開催する。各地区協議会においては各教育事務所から生徒指導担当指導主事及び社会教育主事等も参加し、当該地区協議会との連携を図る。

イ) 各地区協議会を受け、各地区総会を開催する。

ウ) 各地区総会を受け、市町村民会議を開催し、青少年育成連絡協議会等、各地区内における具体的な活動に反映させる。県はこの活動について指導・支援を行う。

5 別冊資料 〈イメージ図〉 “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動における学校・地域の連携について 別紙5 参照

④学校・家庭・地域の推進事項

各学校・家庭・地域においては、県民運動の基本方針及び目的に則り、その取組が実効的に展開されるよう相互に連携した上で児童生徒のいじめ・非行防止に当たる。

(2) P T A組織を活かした特色ある取組の推進

①学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるP T Aは、家庭内はもとより、地域において児童生徒の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童生徒を見守ることができる立場にある。

また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

②家庭教育での取組

保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであり、家庭教育の中で児童生徒の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童生徒の意識に植え付ける必要がある。

P T A組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

①各学校段階における系統的な「いのち」の教育の推進

各学校においては、第6次山形県教育振興計画に則り、自校の教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人の関わり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。その際、「『生命』の大切さを学ぶ教育プログラム」（平成25年3月山形県教育委員会）、「人権教育の指針」（平成28年3月山形県教育委員会）等を参考に、児童生徒の発達段階に応じて系統的に展開していく。

②家庭における「いのち」の教育の推進

各家庭においては、親子の温かい関わりを通じて「自分は愛されている」「認められている」等、児童生徒の自尊感情を高め、健全な育成を図るとともに、身近な動植物とのふれあいから、子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進められるよう働きかけていく。

③地域における「いのち」の教育の推進

各地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人と関わる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。

また、各地域における子どもの見守り活動等を通じ、児童生徒が安全に安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進していく。

(4) 児童生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進

①児童生徒理解の努力と工夫

各学校において、児童生徒理解のために下記のことについて努力・工夫する。

ア) 日常的な会話や観察の他に、児童生徒の気持ちの変化を捉えられるよう、学校組織として定期的なアンケート調査や個人面談、生活の記録や日記等の手法を取り入れていくこと。

教職員間の情報共有、組織的対応にあたっては、いじめの未然防止、早期発見の実効化とともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画するなど、学校いじめ対策組織がこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする。

イ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童生徒の気になる様子等について情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童生徒の状況把握等に努めること。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを効果的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

ウ) 学校の設置者や、PTA、地域等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、児童生徒にも周知することでインターネット上のいじめの抑止力につなげること。

エ) 気になる児童生徒の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、各学校に置く「学校いじめ対策組織」により、学校・学年など組織として対応できる体制を整えておくこと。

オ) 学級集団等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壤になつていないか分析すること。

カ) 管理職をはじめ、教職員の危機管理能力を高める研修を通して、資質・能力を高めること。

これらの努力・工夫により、個々の児童生徒理解に基づいた適切な指導・支援を学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に行うことで、児童生徒一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

②少人数学級の利点を活かした教育の推進

小・中学校等では、少人数学級編制による児童生徒一人一人と向き合える環境を活かし、「児童生徒の言動に注意を払う」「児童生徒の声を傾聴する」ことで、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、いじめの背

景を理解するために情報を学校組織で共有し、適切な指導・支援を行うことで、一人一人の居場所がある学級づくりを推進する。

さらに、児童生徒一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼しあって生活できる絆づくりの活動やコミュニケーション能力の育成を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、いじめの未然防止につなげられる人間関係を構築していく。

(5) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

各学校においては、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。小中学校等では、道徳教育の要となる特別の教科道徳の授業（平成30年度から道徳科の授業）において、山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」（平成25年3月発行）等を活用し、重点指導項目を定めて指導することを通じ、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

また、各学校において、「山形県人権教育リーフレット」（平成28年3月発行）等を積極的に活用することで、児童生徒の「人権」意識を広く啓発し、人権の視点からもいじめは絶対に許されないことであるという意識を高める。

(6) 児童会や生徒会の主体的な活動の推進

いじめは大人には見えにくい子どもの世界で起きており、各学校の児童生徒と一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていくことが必要である。

各学校においては、児童生徒に対し「いじめは人間として許されない行為である」ことや、「いじめを見て見ぬふりをすることなく、声を上げる勇気も必要である」ことへの理解、性的マイノリティ等多様な生き方への理解を進める。さらに、いじめの防止等に資する議論等、児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動などの特別活動において推進することをはたらきかけていく。

児童生徒の主体的な絆づくりの活動や問題解決力を育む活動を通して、多様性を認め合い、いじめそのものを生まない学校づくりを推進する。

(7) 教員等の資質・能力の向上

① 担任力（生徒指導力）の向上

教員は生徒指導を十分に機能させるため児童生徒に対し、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童生徒への理解に基づく指導・支援等を行う。

各学校は、いじめが起きにくい・いじめを許さない学級経営や部活動運営等の在り方、早期の段階でいじめの芽に気づき、認知したいじめ事案に適切に対

処するための指導方法について、研修会を設定するなど、教職員の資質・能力向上に取り組む。また、部活動やスポーツ少年団の指導者等とも連携しながら、児童生徒の人間関係を把握し、児童生徒一人一人が自己有用感を持てる指導に努め、実践を通して担任力の向上を図る。

②スクールカウンセラーや教育相談員等との連携と向上

スクールカウンセラーや教育相談員等は、その専門性を活かし、養護教諭等の教職員と連携し、いじめられている児童生徒を守り抜くことを基本とした相談活動や支援を行う。相談活動で得た情報を必要に応じて教職員と共有し、いじめの防止等に向け、共通した方向性をもって連携して指導に当たることが大切である。

県教育委員会においては、いじめ問題を含む教育相談等に係る研修会を開催し、スクールカウンセラーや教育相談員等の専門性を高めていく。

(8) いじめに関する調査研究の実施

①いじめの実態把握のための調査結果の分析・考察

県教育委員会は、いじめの実態把握のための調査の結果を分析・考察し、いじめの認知件数、解消状況、いじめの態様等から、各市町村教育委員会及び学校に対しいじめの防止等に関する必要な指導・支援を行う。

また、各市町村教育委員会や学校が、いじめに関する諸調査の結果を分析・考察し、学校におけるいじめの防止等に関する取組に反映できるよう支援する。

②いじめを生まない学校づくりの推進

県教育委員会は、県内全ての小・中学校等において、いじめのない学校づくりを推進する。学校と地域との連携、児童生徒の主体的な活動推進、早期発見・早期対応の在り方の先進的な取組について実践・検証し、広く県内に普及していく。

2 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

①いじめへの迅速な対処

言葉による攻撃や、叩いたり蹴ったりなどの暴力等のいじめに対しては、その場で行為をやめさせる。遊びやふざけあいを装った言葉による攻撃や暴力に対しては、いじめられている児童生徒の話をよく聞くことが重要である。いじめられている側の児童生徒は、いじめた側の児童生徒との人間関係により、いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。

②見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくく形で行われることを認識する。各学校においては、いじめられている児童生徒の発するサインがたとえ小さくとも、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童生徒の心に寄り添いながら人間関係を把握し、積極的にいじめを認知していく。

また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをしたり、軽視したりすることは絶対にあってはならない。

（2）早期発見のための具体的な取組の推進^{6・7}

①校内教職員のいじめ解決に向けた情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報を学校いじめ対策組織に報告し、全教職員で情報を共有するなど、いじめ解決に向けた情報ネットワークを構築していくことが重要である。こうすることで、当該いじめに関わる児童生徒の言動を複数の教職員の目で確認し、早期発見、早期対応につなげていく。

また、教職員用チェックリスト⁸等を活用し、児童生徒や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、いじめの防止等の対策のための組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

②学校・家庭・地域のネットワークづくり

発見したいじめの芽は、状況に応じて、各学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力してもらうよう努めていく。

学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用チェックリスト⁹やいじめに関する保護者アンケート¹⁰などを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていくことが大切である。

③児童生徒・保護者が相談しやすい環境づくり

ア) 児童生徒の文章や記録、学級通信等の活用

教職員は、児童生徒の文章や描いた作品等をきっかけとした声掛けや丁寧なコメントの記入を通して、児童生徒と意思疎通できる信頼関係づくりに努めるとともに、交友関係や悩みの把握にも努める。また、児童生徒の

6 別冊資料 いじめの実態把握と早期対応に向けた取組 別紙6 参照

7 別冊資料 いじめ早期発見のためのチェックリスト例及びいじめ発見調査アンケートの活用について 別紙7 参照

8 別冊資料 いじめ早期発見のためのチェックリスト例（教職員用） 別紙8 参照

9 別冊資料 いじめ早期発見のためのチェックリスト例（家庭用） 別紙9 参照

10 別冊資料 いじめに関する保護者アンケート 別紙10 参照

様子は積極的に学級通信等で保護者に発信することを通して、学校教育に対する保護者の理解を得るとともに、相談しやすい環境づくりに努める。

イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめ実態を把握するアンケートなどにより、児童生徒の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施に当たっては、児童生徒が周りの児童生徒の様子を気にせずに記入できるよう、質問内容を工夫したり、無記名式とするなどの配慮が重要である。また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなどの工夫が重要である。

県教育委員会では、年に2回、児童生徒と保護者を対象としたいじめ発見調査アンケート^{11・12}と児童生徒を対象とした面談を用いたいじめの実態把握を各学校に依頼する。このアンケートの他、チェックリストの活用や日常の教職員の観察等により、積極的かつ早期にいじめを認知し、いじめの問題が深刻化する前に確実に解消していくよう努める。

ウ) 相談窓口の設置と周知

児童生徒及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、市町村教育委員会の相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

県教育委員会は各学校に対して、各学校には学校いじめ防止基本方針があり、いじめ問題があった時に学校は組織で対応することや、多様な相談手段・機関があることを、年度当初に、児童生徒及び保護者に周知するよう依頼する。

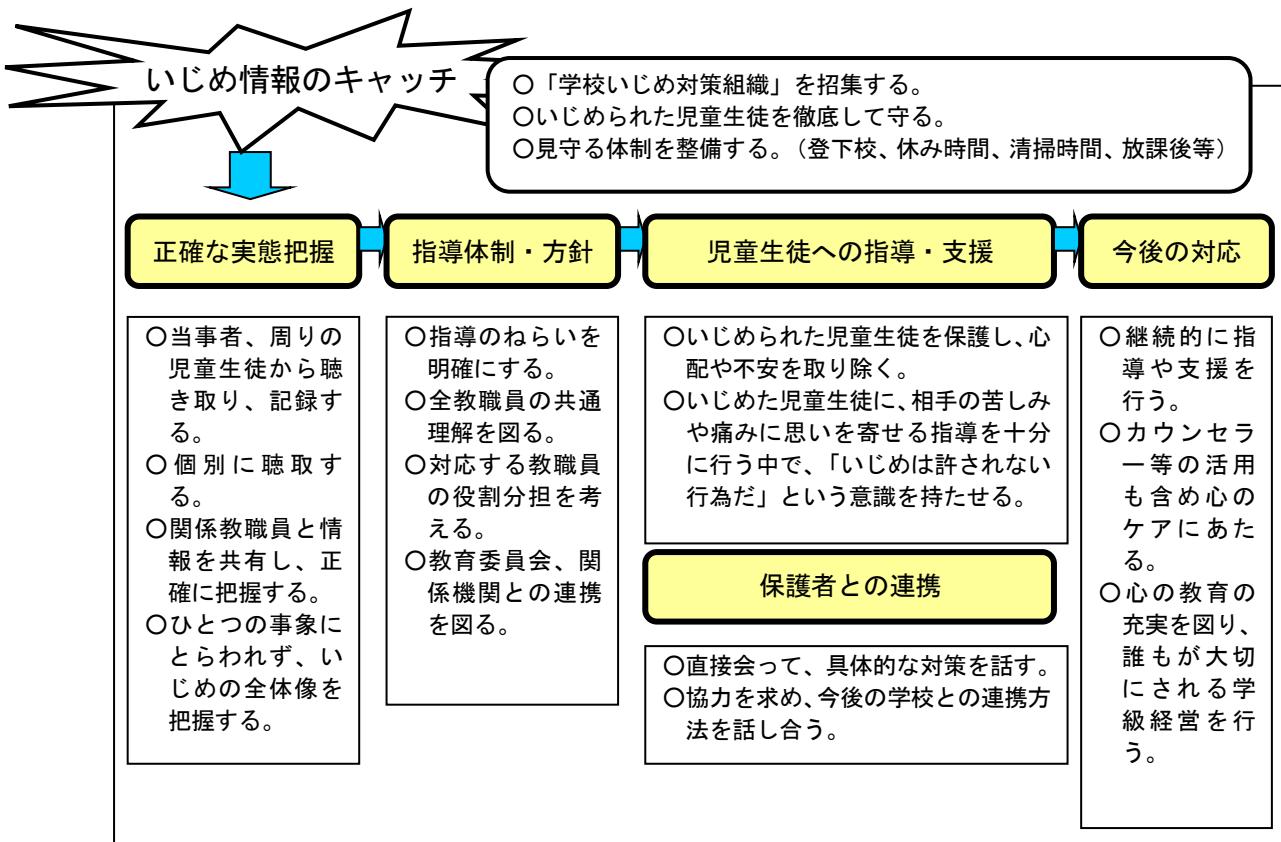
3 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

各学校においては、いじめの認知が解決への第一歩であるとの認識を持ち、日頃からアンケート調査・個別面談等により積極的認知に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく学校いじめ対策組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、①指導体制・方針、②当該いじめに関わる児童生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、③保護者との連携の在り方、④今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って学校の設置者に報告するとともに、当該いじめに関わる児童生徒の保護者に連絡する。

11 別冊資料 いじめ発見調査アンケートの活用 別紙11 参照

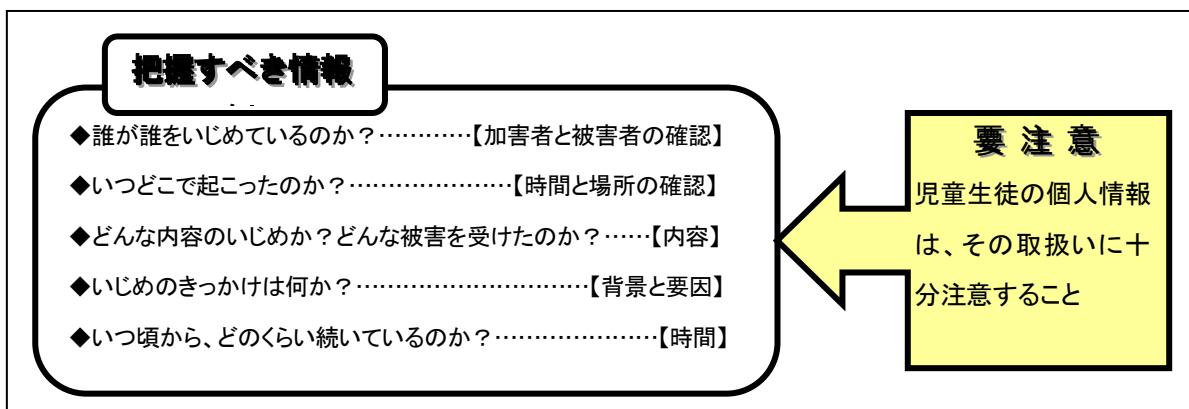
12 別冊資料 いじめ発見調査アンケート 別紙12 参照



(2) いじめ発見時の緊急対応

学校は、発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的に対応する。学校いじめ対策組織においては、いじめを受けている児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあるはならず、「いじめられた児童生徒が悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



(3) いじめと認知した場合の対応

①いじめられた児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すこと等を伝え、不安を取り除く。また、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童生徒の見守りを行う等、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

イ) いじめられた児童生徒への対応

いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導する等、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

②いじめた児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあつたことが確認された場合、いじめた児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、いじめを生んだストレスの背景にも寄り添いつつ、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童生徒に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせるとともに、ストレスの背景を理解し、適切に支援を行うことにより、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた児童生徒への対応

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導

のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。いじめた児童生徒への対応については、成長支援の観点から、いじめた児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが望ましい。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分に行い、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について学校の設置者と協議する。いじめた児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習の支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

③集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、傍観するその姿勢がいじめている児童生徒にとっては暗黙の支持と受け取られ、結果的にいじめを悪化・深刻化させることにつながることを理解させ、いじめを止めさせることはできなくても、教員や保護者、他の生徒に知らせることが必要であることを指導する。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめた児童生徒と同様に指導する。

なお、同調していた児童生徒はもちろん傍観していた児童生徒にも、自分の問題としてとらえさせるため、いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人一人が具体的な行為についてどのように受け止めたらよいのかを学級全体で考えさせたり、話し合わせたりしながら、正しいことを勇気をもって行動できるように指導する。また、見て見ぬふりをすることは、いじめ行為に通じることをしっかりと理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、防止しようという態度を行き渡らせるように指導する。

④いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと定義している。

2つの条件とは、

1つ、「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2つ、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

本県においても、この定義を基にいじめが解消しているかどうかを判断する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該のいじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめられた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、解消していない事案については、県独自の調査により解決するまで追跡調査を行う。

III 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専

門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

特に、障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない児童生徒もいることから、いじめの定義にとらわれず適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの児童生徒が、相手の迷惑になることがわからなかつたり、興味を引くために極端な行為を行つたりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の教職員の何気ない言動が、当該児童生徒にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。校内研修や職員会議等、その児童生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮していく。

2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

当該児童生徒に対する支援を行うにあたっては、教師を初めとする大人が当該児童生徒を理解し尊重することが大切である。さらに、当該児童生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の児童生徒が当該児童生徒に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけとすることも大切な視点である。

3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等（例 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解をすることが大切である。

4 被災児童生徒

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対す

るいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

本県においては、震災当時から多くの児童生徒が避難しており、当該の市町村や学校においては適切な支援が行われてきた。年月の経過とともに、被災児童生徒は減少しているが、それぞれの課題や状況を踏まえ、被災児童生徒に寄り添いながら支援を行うことが必要である。また、放射線や原発に対する正しい知識を児童生徒や保護者に対して伝えることにより、正しい理解を促していくことが大切である。

IV 重大事態への対応

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に基づく。

1 基本的な対処の構造

- (1) 校長は重大事態（疑いがあると認められるときも含む）が発生した際は、直ちに学校の設置者へ報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに地元警察署に通報する。
- (2) 学校の設置者又は学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。（初期アンケートは3日以内）この調査を行う主体や調査組織については、学校の設置者において判断する。
- (3) 学校の設置者又は学校は、上記（2）の調査を行うに当たっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (4) 学校の設置者又は学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 学校の設置者は、学校が上記（2）の調査を行う場合には、必要な指導及び支援を行う。

【重大事態への対処の基本的な姿勢】

- いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- 児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

いじめられた児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、いじめられた児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、いじめられた児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、いじめられた児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。

2 学校の設置者又はその設置する学校による対処

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態の意味

ア) いじめにより、当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

イ) いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合はこの限りではない。

＜「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース＞

○児童生徒が自殺を図った場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合 等

ウ) 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

エ) 上記ア)～ウ) 以外の事案について、各学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は学校法人等を通じて知事へ事態発生について報告する。学校の設置者及び学校は、当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告するものとする。

また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに地元警察署に通報する。

③調査の趣旨及び調査主体

法28条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合に

は、学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、知事による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる知事による調査主体とが連携し、例えば、アンケートの収集などの初期調査を学校の設置者又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる知事による調査で実施する等、適切な役割分担について検討する必要がある。

④調査を行うための組織

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに、当該重大事態に係る調査を行うため、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、当該調査の公平性・中立性の確保を図る。

県立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、山形県いじめ問題審議会を調査を行うための組織とする。

各市町村においては、重大事態が起きてから急速附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織等を設置しておくよう促す。

公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。

なお、重大事態が発生した場合、県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、いじめ解決支援チームの派遣に加え、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておく。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速性を図るため各学校の既存のいじめの防止等の対策のための組織等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係

を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

この調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケートや聴き取り調査を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。また、いじめられた児童生徒の身体・心情等には十分配慮するとともに、場合によってはいじめられた児童生徒から直接聴き取りを行わないという判断をする場合もありうる。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校が行う場合であっても学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などの方法により調査を行う。

ウ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、

自殺に至るまでに学校が気付き、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識する必要がある。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意するとともに、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。状況を把握できていない段階で、早々にトラブルや不適切な対応の有無を判断したり、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。

⑥その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、県基本方針Ⅱの3により、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定される。しかし、県基本方針Ⅱの3による実態把握のみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、実態把握のための調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

（2）調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒・その保護者に対する適切な情報提供の責任

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。この場合、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。

②調査結果の報告

県立学校に係る調査結果は県教育委員会を通じて知事に、私立学校に係る調査結果は学校法人等を通じて知事に、それぞれ報告する。また、調査の報告に当たっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

3 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

（1）再調査

各学校からの上記2. (2) ②の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

知事による再調査を行う附属機関の構成員については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とする。本県では、県立学校及び私立学校に関する再調査のため、県教育委員会の附属機関である山形県いじめ問題審議会とは別に、条例により山形県いじめ重大事態再調査委員会を設けている。

再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

（2）再調査の結果を踏まえた措置等

公立学校の場合、知事及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

私立学校等についても、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

必要な措置としては、教育委員会においては、例えば、指導主事等の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策を検討する。首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を検討する。

また、県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告しなければならないこととされている。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、県において適切に設定することとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

※市町村においては、上記の「県立学校」の部分を「市町村立学校」、「知事」の部分を「市町村長」と読み替える。

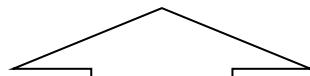
V 点検・評価と不断の見直し

1 いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方

いじめの問題は1980年代に学校における深刻な問題として表面化してから何度も社会問題になってきた。各学校では、いじめ問題について、常に細心の注意をはらっているが、いじめはインターネット上も含め大人に見えにくい世界で発生しており、その実態把握と取組の点検・評価については、組織的・継続的に実施していく必要がある。

県教育委員会が行う点検・評価の概要

- (1) 基本方針に基づく施策の実施
- (2) 実態把握
 - ①児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
 - ②学期毎のいじめに関する定期調査
 - ③重大事態（犯罪行為等）・インターネット上のいじめ等の把握
 - ④各学校における点検・評価
- (3) 山形県いじめ問題審議会への報告内容による点検・評価
- (4) 施策の見直し、取組の改善



各学校における点検・評価

- ①いじめ防止等の基本方針と体制
- ②未然防止
- ③早期発見・適切な対応
- ④インターネット上のいじめ対策
- ⑤家庭・地域との連携

2 県教育委員会等が行う点検・評価

（1）いじめの実態に関する調査結果の分析と考察

県教育委員会は、年度末に行われる児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及び毎学期末における定期調査の結果を分析・考察し、当該年度におけるいじめの認知件数、解消状況、いじめの態様等から、いじめの防止等に関する必要な指導・支援を行う。

なお、次の事案については、認知後、速やかに把握し、分析と考察を行うとともに、以降の取組に資するものとする。

- ア) 基本方針で定義しているいじめの重大事態
- イ) 「インターネット上のいじめ」に関すること
- ウ) その他、特に必要と認められるもの

各市町村教育委員会や各学校においても、上記諸調査における結果を分析・考察し、学校におけるいじめ防止等に関する活動に反映させていくよう指導する。

また、年度末に、いじめ防止対策に係る取組について、各公立学校の状況を点検し、改善を促していく。

（2）「審議会」による点検・評価

県教育委員会においては、山形県いじめ問題審議会に県基本方針による取組及び上記2（1）による調査結果の分析と考察について報告し、当該年度のいじめの防止等に向けた取組について点検・評価を受け、広く県民に公表するとともに、以降の取組に資するものとする。

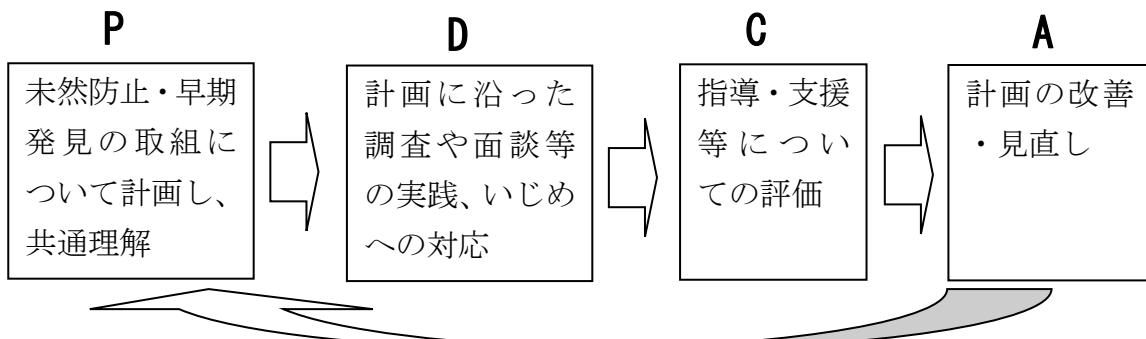
3 学校における点検・評価

（1）学校評価を通して

県教育委員会は、管理下の各学校が、学校評価においていじめ問題を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

- ① 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、その改善に取り組むよう指導、助言を行う。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針や事案対処マニュアルに基づいて、いじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
 - ・ 日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
 - ・ 各学校のいじめ防止基本方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
 - ・ いじめの防止・早期発見のための研修が年間計画に基づき定期的に行われているか。また、いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。
- ② 学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行うこと。

学校いじめ対策組織による取組例



- いじめ早期発見のためのチェックリスト例（教職員用）（家庭用）の活用
- 児童生徒向けいじめアンケート調査の実施
 - ・県教育委員会のいじめ発見調査アンケートの活用と個別面談実施
- ※いじめへの対応は一人で抱え込まず必ずチームや組織で行う。
- 日常的な相談活動、ケース会議等の実施
- いじめに関する校内研修の計画・実践
 - ・いじめに関する事例研修やロール・プレイング
 - ・校内のチェック体制の確認やアンケート結果の分析等

（2）教員評価を通して

県教育委員会は、各学校が、教員評価においていじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

- ① いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうか評価すること
- ② 各学級の実態に基づく評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいるかどうか評価すること

4 いじめ防止基本方針の見直し

県は、県基本方針を必要に応じて見直していくが、当該基本方針の策定から概ね3年の経過を目途として、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案し、県基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて措置を講じる。